

芦屋町議会議長 小 田 武 人 殿

一般質問における発言内容の調査特別委員会

委員長 内 海 猛 年



委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 経緯

平成30年第2回定例会で田島議員が行った一般質問の発言内容に対し、航空自衛隊芦屋基地及び芦屋町教育委員会から「事実ではない」旨の報告があった。

これを受け、田島議員の一般質問における発言内容については、事実と異なる部分があると思われるため、その真偽確認について特別委員会を設置し、これに付託して調査を行うとする議長発議が可決された。

2. 調査目的

平成30年第2回定例会で田島議員が行った一般質問の発言内容がもし事実でない場合、これは議会の権威にかかわることであり、議会自らが解決すべき内容であることから、議会としては、その真偽を調査し、事実を明らかにすることが議会の責務との考えによるものである。

3. 特別委員会の構成

本委員会は、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長7人の委員により構成された。

委員長 内海 猛年

副委員長 松岡 泉

委員 横尾 武志

委員 松上 宏幸

委員 川上 誠一

委員 辻本 一夫

委員 今田 勝正

4. 調査事件

本委員会の調査事件は、平成30年第2回定例会における田島議員の一般質問の発言内容の真偽確認である。なお、平成30年6月28日の委員会において、次の4項目について調査することを決定した。

- (1) 覚せい剤に関する大家発言の事実確認について
- (2) 夜の繁華街、商店街における薬物の蔓延状況の事実確認について
- (3) 自衛官の覚せい剤使用に関する事実確認について
- (4) 子供たちの薬物使用に関する事実確認について

5. 委員会の開催状況

回	日 程	内 容
第1回	平成30年6月20日(水)	正副委員長を選出 閉会中の継続審査を申し出ることを決定
第2回	平成30年6月28日(木)	調査事件及び調査の進め方について協議
第3回	平成30年7月 5日(木)	調査事件(3)に関する航空自衛隊芦屋基地への聞き取り調査
第4回	平成30年7月13日(金)	調査事件(2)(3)(4)に関する折尾警察署への聞き取り調査
第5回	平成30年7月27日(金)	調査事件(1)(2)(3)(4)に関する田島議員への聞き取り調査 調査事件(4)に関する芦屋町教育委員会への聞き取り調査
第6回	平成30年8月 9日(木)	調査事件(2)に関する芦屋町商工会への聞き取り調査
第7回	平成30年8月23日(木)	まとめ

6. 調査の結果

- (1) 覚せい剤に関する大家発言の事実確認について

田島議員に次の1点を確認した。

- 1点目 大家の名前を教えてもらえないか。

回答 大家の氏名については、本人の了承が得られないため答えられない。

- (2) 夜の繁華街、商店街における薬物の蔓延状況の事実確認について

芦屋町商工会において次の2点を確認した。

- 1点目 芦屋町で薬物が蔓延しているのか。

回答 蔓延しているとは考えていない。

- 2点目 覚せい剤によって、スナックがオープンしてすぐ閉店した事実はあるのか。

回答 そのような情報は一切ない。

(3) 自衛官の覚せい剤使用に関する事実確認について

航空自衛隊芦屋基地において次の2点を確認した。

- 1点目 以前に、自衛官が芦屋町内で覚せい剤を使用し、逮捕されたことがあるのか。

回答 文書で回答したとおり、過去30年間はない。

- 2点目 4月に芦屋基地に転勤してきた自衛官が覚せい剤を使用していた事実はあるのか。

回答 承知していない。そういう内容を聞いたこともない。

また、福岡県折尾警察署で次の1点を確認した。

- 1点目 過去5年で18歳以上の覚せい剤事犯による逮捕者のうち、自衛官はいるのか。

回答 逮捕、検挙を含めて折尾署管内で過去5年間はない。

(4) 子供たちの薬物使用に関する事実確認について

芦屋町教育委員会において次の2点を確認した。

- 1点目 子供たちの間で薬物が蔓延しているのか。

回答 教職員に確認したが、事実はない。また保護者からの相談等も受けたことはない。

- 2点目 中学生の検挙・補導が発生した場合、警察から連絡があるのか。

回答 薬物事犯で検挙・補導されるような事例が発生した場合は、必ず警察から校長、管理職に連絡がある。

また、福岡県折尾警察署において次の1点を確認した。

- 1点目 過去5年で18歳未満の薬物による検挙・補導者のうち、芦屋中学校の在校生・卒業生はいるのか。

回答 折尾署管内で検挙した者の中にはいない。

7. 総括的まとめ

本委員会は、調査事件の4項目について、真偽確認の調査を行ってきた。

- (1) 覚せい剤に関する大家発言の事実確認については、本人の意向との理由で田島議員から大家の氏名が確認できず、民生委員についても事実を確認できなかったため、この内容が事実とは判断できない。
- (2) 夜の繁華街、商店街における薬物の蔓延状況の事実確認については、芦屋町商工会として、芦屋町に蔓延している状況との認識はなく、あくまで憶測の域をでないため、この内容が事実とは言えない。
- (3) 自衛官の覚せい剤使用に関する事実確認については、航空自衛隊芦屋基地だけでなく、福岡県折尾警察署にも調査したが、事実と判断できるものが何もなく、この内容が事実とは言えない。
- (4) 子供たちの薬物使用に関する事実確認については、芦屋町教育委員会だけでなく、福岡県折尾警察署にも調査したが、事実と判断できるものが何もなく、この内容が事実とは言えない。

以上のことから、総括的にいえば、調査したが事実確認できなかった項目はあるものの、事実を裏付ける証拠となるものはなく、あくまで根拠のない単なる風評などに基づく発言、世間一般で言う「うわさ」の域をでない内容の発言であると判断するものである。

8. 最後に

今回の田島議員の一般質問の発言については、関係団体から議会に対し抗議文が提出されるなど、この発言によって関係者や芦屋町に与える影響が大きいと言わざるを得ず、その内容には議場という公の場における発言としてふさわしくないものがある。

よって、平成30年第2回定例会における田島議員の一般質問の発言に対し、事実として確認のとれない部分の会議録からの削除を含め、議長において、芦屋町議会としての厳正なる対処をしていただくよう意見を付すものである。